

小型旅客船等の 安全・安心確保推進事業補助金 公募要領

この資料には補助金の申請方法や提出書類等が詳しく記載されています。
申請の際には必ず内容をご確認のうえ申請してください。
ご不明点等があればコールセンターまでお問い合わせください。

小型旅客船等の安全・安心確保推進事業補助金事務局

電話番号：050－5838－0466

e-mail：info@marine-shien.jp

受付時間：10:00～17:00（土日祝日と年末年始を除く）

令和7年5月15日

小型旅客船等の安全・安心確保推進事業補助金事務局

1 事業の概要	02
2 補助対象事業者(受給者)と補助対象船舶	03
3 5つの安全設備	04
3-1業務用無線設備	04
3-2非常用位置等発信装置	06
3-3改良型救命いかだ等	08
3-4浸水警報装置・排水設備	10
3-5ドライブレコーダー	13
4 申請方法	15
5 申請の流れと提出書類	16
5-1申請ID作成	17
5-2給付申請（登録内容と提出書類）	18
1.本人確認書類	19
2.船舶検査証書	20
3.許可書	21
4.届出書(登録通知書)	22
5.使用船舶明細書、6.傭船契約書	23
7.証明願	24
8.見積書	25
9.給付申請内訳書	26
5-3実績報告（登録内容と提出書類）	27
1.領収書	28
2.実績報告内訳書	29
3.納品写真	30
4.報告写真	31
5-4精算払請求（登録内容と提出書類）	33
6 事業終了後について	34
7 お問い合わせ先	35

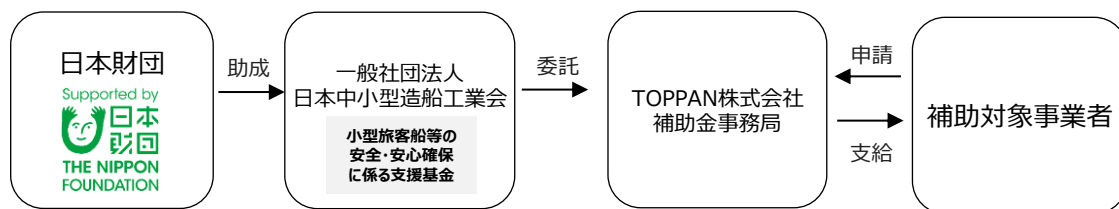
概 要

小型旅客船等の安全・安心確保推進事業補助金(以下本事業)とは、小型旅客船等の安全対策に積極的に取り組む者を支援し、その持続的な事業運営を下支えしつつ、小型旅客船等の安全・安心な運航を実現することを目的に、①業務用無線設備、②非常用位置等発信装置、③改良型救命いかだ等、④浸水警報装置・排水設備、⑤ドライブレコーダーを「5つの安全設備」として定め、その購入設置費用の一部を支援する補助金制度です。

スキーム

本事業は、一般社団法人日本中小型造船工業会が、ボートレース事業の交付金による公益財団法人日本財団からの助成金を受けて設立した小型旅客船等の安全・安心確保に係る支援基金を活用することで、小型旅客船等の安全対策に積極的に取り組む者を支援することにより、その持続的な事業運営を下支えしつつ、小型旅客船等の安全・安心な運航を実現することを目的とするものです。

TOPPAN株式会社では、日本中小型造船工業会との間で補助金事務局の運営に関する業務委託契約を締結し、補助対象事業者からの申請受付から補助金の支給までを行います。



実施期間

本事業は令和7年5月15日より受付を開始し、令和10年度まで継続して実施します。

令和6年4月1日以降に、購入された安全設備が補助の対象になります。

但し、令和10年度前でも予算が無くなり次第事業を終了します。

補助対象事業者

本事業の補助対象事業者(受給者)は補助対象船舶の所有者となります。
※船舶所有者：船舶検査証書の所有者欄に記載されている法人又は個人

補助対象になる船舶

- ① 旅客定員13人以上の船舶（遊漁船業の適正化に関する法律第二条第一項に規定する遊漁船業の用のみに供する船舶を除く。）
- ② 旅客定員12人以下の船舶のうち、海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶

海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶

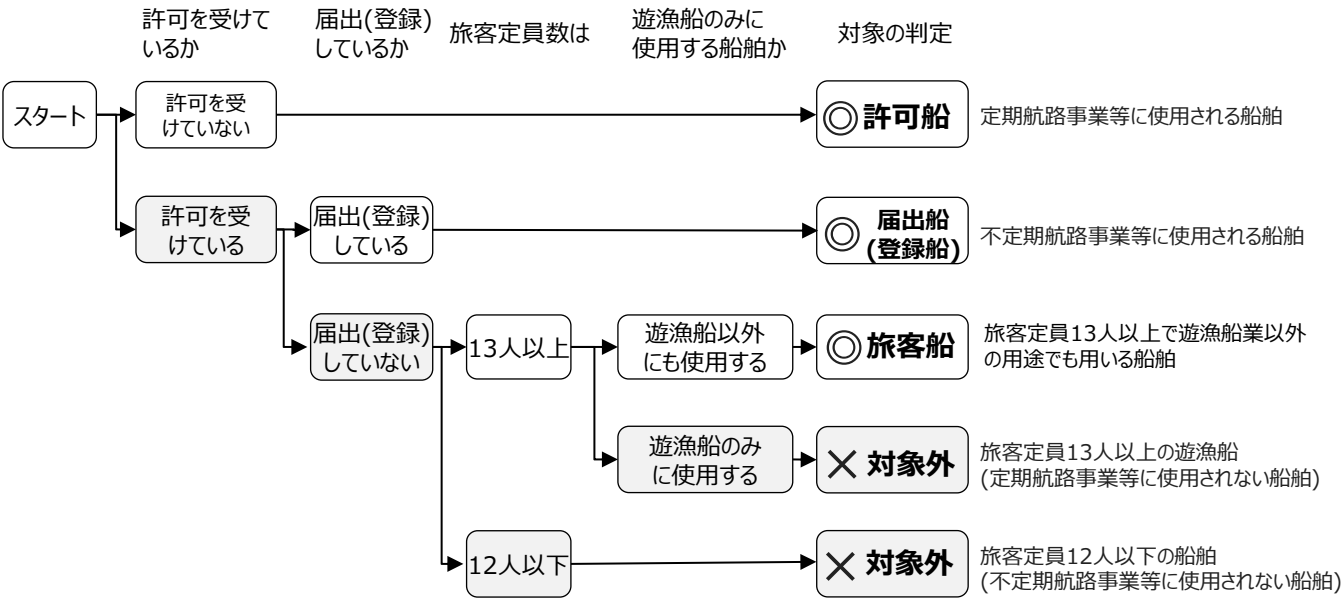
地方運輸局等にて下記船舶運航事業の許可申請を行い認可された許可船又は届出(登録)※を行った届出船(登録船)です。

許可船	届出船(登録船)
①一般旅客定期航路事業 ・フェリー、離島航路等 ②特定旅客定期航路事業 ・スクールボート等 ③旅客不定期航路事業（旅客定員13名以上） ・遊覧船、屋形船等	①対外旅客定期航路事業 ・国際航路等 ②人の運送をする貨物定期航路事業（貨客定期航路事業（R7.4から）） ・RORO船等 ③人の運送をする不定期航路事業（一般不定期航路事業（R7.4から）） ・海上タクシー等

※届出制度が令和7年4月から登録制度に移行になりました。詳しくは国交省ホームページを確認してください。
<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001878963.pdf>

<補助対象船舶判定チャート>

下のチャートに従い、許可を受けているか、届出(登録)の有無、旅客定員数、遊漁船業のみに使用しているか否かを確認することで補助対象船舶の判定ができます。



5つの安全設備の概要と設備の条件、補助対象金額の範囲、補助金額は下記の通りとなります。

3-1 業務用無線設備

設備の概要 写真出典：株式会社八重洲無線、古野電気株式会社、ユニデンホールディングス株式会社



VHF無線電話



MF無線電話



27MHz帯無線電話



400MHz帯無線電話

(写真の設備は一例です。例えば40MHz帯無線電話など写真が掲載されていない設備も業務用無線設備となります。詳細は「補助対象となる設備」の欄をご覧ください。)

船舶で業務用無線設備を使用するためには、船舶無線局免許及び無線従事者免許が必要です。

業務用無線設備を設置するだけでは法定無線設備とはなりません。注

法定無線設備の義務化の要件等については補助金事務局では回答できませんので、最寄りの検査機関か国交省HPをご確認ください。

注：通信の相手方として、申請者が開設する海岸局又は構成員とされる法人若しくは団体の海岸局等の条件を満たすことが必要です。

補助対象となる設備

- 総務省の技術基準適合証明等を受けた製品が補助の対象になります。
- 設置する製品は**業務用無線設備_製品リスト.pdf**を参考にしてください。
- 製品リストにない製品を購入する場合は事前にコールセンターまでお問い合わせください。
※総務省の技術基準適合証明等を受けていない製品には補助金を支給できません。

3-1 業務用無線設備

補助対象になる範囲

本体、一部の付属品が補助の対象になり、設置費用やその他経費は補助対象になりません。補助対象となる本体及び付属品の内容と、補助対象にならない付属品や経費の例は下記の通りとなります。

区分	補助対象の内容
本体	業務用無線が補助の対象になります。
付属品	VHFアンテナ、アンテナケーブル、アンテナコネクター、アンテナ取付金具

補助対象にならない付属品や経費の例

＜補助対象にならない付属品＞ バッテリー、シガーソケット用電源コード、ワイヤレスマイク、防水型スピーカマイクロフォン、小型スピーカーフォン等
 ＜補助対象にならない経費＞ 設置費用、登録申請料、免許取得費等

補助金額

- 小型船は補助対象経費の2/3又は上限額8万円の低い金額を支給します。
- 大型船は補助対象経費の1/2又は上限額6万円の低い金額を支給します。

小型/大型	補助率	上限額
小型船:20トン未満	2/3	8万円
大型船:20トン以上	1/2	6万円

3-2 非常用位置等発信装置

設備の概要

写真出典：古野電気株式会社HP



AIS(船舶自動識別装置)



簡易型AIS



新型EPIRB

非常用位置等発信装置の義務化の要件等については補助金事務局では回答できませんので、最寄りの検査機関か国交省HPをご確認ください。

補助対象となる設備

- 総務省の技術基準適合証明等を受けた製品が補助の対象になります。
- 設置する製品は**非常用位置等発信装置_製品リスト.pdf**を参考にしてください。
- 製品リストにない製品を購入する場合は事前にコールセンターまでお問い合わせください。
※総務省の技術基準適合証明等を受けていない製品には補助金を支給できません。

3-2 非常用位置等発信装置

補助対象になる範囲

本体、一部の付属品が補助の対象になり、設置費用やその他経費は補助対象になりません。補助対象となる本体及び付属品の内容と、補助対象にならない付属品や経費の例は下記の通りとなります。

AIS、簡易型AIS

区分	補助対象の内容
本体	AIS、簡易型AISが補助の対象になります。
付属品	VHFアンテナ、GPSアンテナ、アンテナケーブル、アンテナコネクター、アンテナ取付金具、表示モニター、GPSプロッター

補助対象にならない付属品や経費の例

＜補助対象にならない付属品＞レーダーセンサー、サテライトコンパス、振動子、インナーハルキット、MAPカード、結束バンド
 ＜補助対象にならない経費＞設置費用、登録申請料

新型EPIRB

区分	補助対象の内容
本体	新型EPIRB(自動浮揚型)が補助の対象になります。

補助対象にならない設備や経費の例

＜補助対象にならない設備＞手動ブラケット付EPIRB
 ＜補助対象にならない経費＞設置費用、登録申請料

補助金額

- ▶ 小型船は補助対象経費の2/3又は上限額38万円の低い金額を支給します。
- ▶ 大型船は補助対象経費の1/2又は上限額28.5万円の低い金額を支給します。

小型/大型	補助率	上限額
小型船:20トン未満	2/3	38万円
大型船:20トン以上	1/2	28.5万円

3-3 改良型救命いかだ等

設備の概要

写真出典：アール・エフ・ディージャパン株式会社、藤倉コンポジット株式会社



改良型救命いかだ



改良型内部収容型
救命浮器



スライダー(又はシューター)^注

改良型救命いかだ等の義務化の要件等については補助金事務局では回答できませんので、最寄りの検査機関か国交省HPをご確認ください。

補助対象になる設備

- 国交省が型式承認している製品が補助の対象になります。
- 設置する製品は**改良型救命いかだ等_製品リスト.pdf**を参考にしてください。
- 製品リストにない製品を購入する場合、事前にコールセンターまでお問い合わせください。
※国交省が型式承認していない製品には補助金を支給できません。

補助対象になる範囲

本体が補助の対象になります。設置費用やその他経費は補助対象になりません。

区分	補助対象の内容
本体	改良型救命いかだ、改良型内部収容型救命浮器、スライダー(又はシューター)が補助の対象になります。 定員数を満たすため複数の改良型救命いかだ等やスライダーをまとめて申請できます。 (例)最大とう載人員23人の船舶の場合⇒8人乗り救命いかだ+15人乗り救命いかだ

補助対象にならない経費

設置費用、復原性計算等の経費

3-3 改良型救命いかだ等

補助金額

- 補助対象経費の2/3又は上限額の低い金額を支給します。
- 上限額は対象船舶の最大とう載人員により決まります。上限額は下記の通りとなります。

【最大とう載人員と上限額】

最大とう載人員	上限額	最大とう載人員	上限額
～16人	73.3万円	67～75人	242.6万円
17～25人	100万円	76～100人	285.3万円
26～50人	142.6万円	101～116人	358.6万円
51～66人	216万円	117～125人	385.3万円

※最大とう載人員126人以上の上限額は給付規程をご参照ください。

3-4 浸水警報装置・排水設備

設備の概要

写真出典：マリンサービス児島（株）カタログ、株式会社工進HP



警報盤



検知器



排水設備

浸水警報装置(警報盤や検知器)、排水設備の設置が必要な区画や設置数等については補助金事務局では回答できませんので、最寄りの検査機関か国交省HPをご確認ください。

補助対象となる設備

➤ 次ページの機能要件を満たす設備を設置してください。

＜ご注意ください＞

- 機能要件を満たすことは、審査システムの誓約画面で確認させていただきます。後日、船舶検査等で機能要件を満たさないことが判明しても、補助金事務局では対応いたしかねますので、必ず機能要件の遵守をお願いします。
- 機能要件を満たせばよいことから、補助対象となる具体的な製品について補助金事務局では回答できません。機能要件を踏まえ、どのような製品を搭載するか造船所等と相談してください。

補助対象になる範囲

本体、付属品、設置費用(人件費と部材費)が補助の対象になります。

補助対象の内容は下記の通りとなります。

区分	補助対象の内容
本体	警報盤、検知器、排水設備が補助の対象になります。
付属品	ポンプ操作盤、スイッチ、ホース、取付台 (動作確保に必要な機器類や吸排水ホース、取付金具等)
設置費用	①人件費、②部材費
部材費例	取付ステー部材、取付部材、電線等、配線材、配管、配管材、固定配管、船外ニッブル、電源ブレーカー、電源ソケット、電源プラグ、電源用コンセント、スイッチ付きソケット、防水コンセント、防水延長コード、内装補修資材(内装材・FRP材)等

3-4 浸水警報装置・排水設備

機能要件

浸水警報装置・排水設備に求められる機能要件は下記の通り。

給付規程の別添 1 より抜粋

1. 浸水警報装置

以下の要件に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置であること。

- (1) 上甲板下の区画に浸水が生じた場合に、警報盤に信号を伝達できる検知器である。
- (2) 検知器からの信号が伝達された場合に、船橋（操舵室）において可視可聴の警報を発する警報盤である。
- (3) 2 以上の区画の浸水を検知する警報盤にあつては、検知した区画をそれぞれ視覚により明確に識別できる。
- (4) 船舶の航行中においても明確に警報音を聞き取ることができる可聴警報を発する警報盤である。

2. 排水設備

- (1) 及び (2) の要件に適合する排水ポンプ及び吸排水管より構成される排水設備又は (1) の要件に適合する可搬式の排水ポンプであること。

- (1) 当該船舶の船体長さ（小型船舶安全規則第 2 条第 1 項第 2 号の船体長さをいう。以下同じ。）に応じて、それぞれ以下の容量を有する。

- ・船体長さが 6 m 以下の船舶：10L/min 以上
- ・船体長さが 6 m を超え 12 m 未満の船舶：20L/min 以上
- ・船体長さが 12 m 以上の船舶：30L/min 以上

- (2) 損傷浸水のおそれがある区画に浸水した水を確実に船外に排出できるよう、排水設備の吸排水管を配置している。

3-4 浸水警報装置・排水設備

補助金額

補助対象経費の2/3又は上限額の低い金額を支給します。

- 上限額は検知器又は排水設備の購入個数
(1個、2個、3個以上)で決まります。

上限額
1 個購入する場合は25万円
2 個購入する場合は40万円
3 個以上購入する場合は55万円

◆ 検知器と排水設備の個数と補助金額の事例

検知器、排水設備の個数が1個の場合

設備名	個数	金額
①警報盤	1	100,000
②検知器	1	100,000
③排水設備	1	100,000
④設置費用	—	50,000

本体費用①+②+③	300,000
設置費用④	50,000
補助対象経費①+②+③+④	350,000

補助率2/3	○ 233,333
上限額	× 250,000

検知器、排水設備の個数が2個の場合

設備名	個数	金額
①警報盤	1	100,000
②検知器	2	200,000
③排水設備	2	200,000
④設置費用	—	100,000

本体費用①+②+③	500,000
設置費用④	100,000
補助対象経費①+②+③+④	600,000

補助率2/3	○ 400,000
上限額	○ 400,000

検知器の個数が3個の場合

設備名	個数	金額
①警報盤	1	100,000
②検知器	3	300,000
③排水設備	1	100,000
④設置費用	—	100,000

本体費用①+②+③	500,000
設置費用④	100,000
補助対象経費①+②+③+④	600,000

補助率2/3	○ 400,000
上限額	× 550,000

検知器、排水設備の個数が3個以上の場合

設備名	個数	金額
①警報盤	1	100,000
②検知器	4	400,000
③排水設備	4	400,000
④設置費用	—	150,000

本体費用①+②+③	900,000
設置費用④	150,000
補助対象経費①+②+③+④	1,050,000

補助率2/3	× 700,000
上限額	○ 550,000

- 設置費用は本体と付属品の合計金額以下で支給します
(本体と付属品の合計金額を上回る範囲は支給できません)。

◆ 設置費用が本体と付属品の合計を上回る事例

設置費用が本体と付属品の合計金額を上回る場合

設備名	個数	金額
①警報盤	1	50,000
②検知器	1	50,000
③排水設備	1	50,000
④設置費用	—	300,000

本体費用①+②+③	150,000
設置費用④	300,000 → 150,000
補助対象経費①+②+③+④	450,000 → 300,000
補助率2/3	○ 200,000
上限額	× 250,000

設置費用は、
本体+付属品の合計金額
に減額されます

3-5 ドライブレコーダー

設備の概要

写真出典：JVCケンウッドHP ※写真は自動車のドライブレコーダー



ドライブレコーダーの設置場所や具体的な活用方法等については補助金事務局では回答できませんので、国交省が策定したガイドライン「船舶におけるドライブレコーダーの映像を活用した教育訓練ガイドライン」をご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000061.html

補助対象となる設備

- 市販のドライブレコーダー（自動車用ドライブレコーダー含む）が補助の対象になります。
※屋外に設置する場合は防水機能を有するカメラが必要になります。

- **次ページの機能要件を満たす設備を設置してください。**

＜ご注意ください＞

設置するドライブレコーダーが機能要件を満たすことを、審査システムの誓約画面で確認させていただきます。後日、機能要件を満たさないことが判明し、不都合等があった場合でも、補助金事務局では対応いたしかねます。

補助対象になる範囲

本体、付属品、設置費用(人件費と部材費)が補助の対象になります。
補助対象の内容は下記の通りとなります。

区分	補助対象の内容
本体	ドライブレコーダー(2台まで)が補助の対象になります。
付属品	記録媒体（2枚まで） 例）マイクロSDカード 等
設置費用	①人件費、②部材費
部材費例	取付部材、電線 等

3-5 ドライブレコーダー

補助金額

- 補助対象経費の2/3又は上限額10万円の低い金額を支給します。
- 設置費用は本体と付属品の合計金額以下で支給します。
(本体と付属品の合計金額を上回る範囲は支給できません)。

補助率	上限額
2/3	10万円

機能要件 ドライブレコーダーの機能要件は下記の通り。

給付規程の別添 2 より抜粋

1. 撮影対象

複数台のカメラ又は360度カメラにより、船舶前方及び操船者を撮影できること。

2. 前方カメラ・360度カメラ

以下の要件に適合するカメラであること。

- (1) 船舶前方の水面上及び水平線の物標を映すことができるように設置している。
360度カメラにあっては、操船者の顔や操作の様子も映るように設置している。

- (2) 水平画角が120度以上の性能を有する。
- (3) 垂直画角が70度以上の性能を有する。
- (4) 1280×720 以上の解像度で録画できる。
- (5) 10 fps以上の頻度で録画できる。

3. 操船者用カメラ（該当する場合のみ）

以下の要件に適合するカメラであること。

- (1) 操船者の顔や操作の様子が映るように設置している。
- (2) 5 fps以上の頻度で録画できる。

4. カメラ共通

以下の要件に適合するカメラであること。

- (1) 録音機能を有する。
- (2) 日付と時刻を記録できる。
- (3) GPS等により位置情報を記録できる。
- (4) SDカード等の記録媒体が装着されていないこと等により記録が適切に行われない状態を知らせる機能を有する。
- (5) 防水性能を有する。（屋外に設置する場合のみ）

本事業の申請は、補助金ホームページからインターネット経由で申請していただきます。

インターネット環境がご準備できない等の場合は、ご家族や職場の同僚の方等に代理申請のご依頼をお願いします。

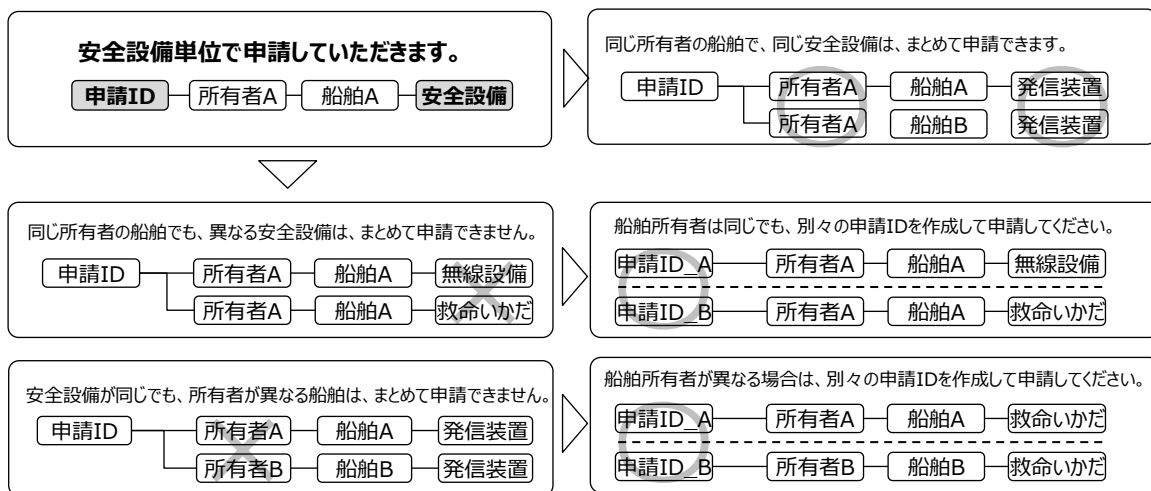


補助金ホームページURL

<https://marine-shien.jp/>

安全設備毎に申請ID(管理番号)を作成して申請していただきます。

- 補助金の申請は安全設備毎に申請IDを作成して申請していただきます。
- 船舶所有者が同じであれば1つの申請IDで複数船舶の同じ安全設備をまとめて申請できます。
- 申請IDは何回でも作成できますので、安全設備を追加する場合は新規で申請IDを作成してください。



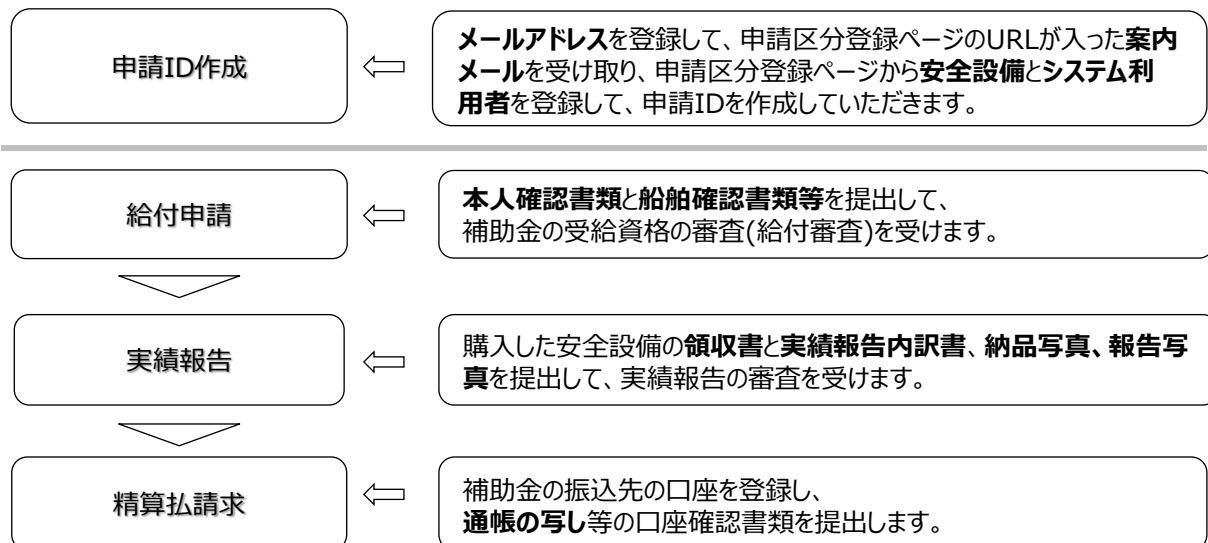
国、自治体又は他の団体等の補助金と重複して申請することは原則できません。

- 本事業で、同一の船舶に同一の安全設備を重複して申請することはできませんが、**購入した安全設備が故障等した等の理由があり重複申請する場合は、事前に補助金事務局までお問合せください。**
- **国交省が実施していた補助事業（令和4年度小型旅客船等安全対策事業費補助金）を活用し安全設備を購入した船舶について、当該補助事業でも安全設備の購入を申請する場合は、事前に補助金事務局までお問合せください。**

補助金の申請から支払いは、「申請IDの作成、給付申請・実績報告・精算払請求・口座確認」の工程を経て補助金が支給されます。

補助金申請の工程

補助対象事業者の申請内容



提出書類

それぞれの申請工程で求める提出書類は下記の通りです。

申請工程	確認する内容	提出書類
給付申請	本人確認書類	法人:履歴事項全部証明書 個人:本人確認書類(免許証等)
	船舶確認書類	船舶検査証書 許可書 届出書(登録通知書) 使用船舶明細書 傭船契約書※船舶所有者と船舶航路事業者が相違する場合のみ
	見積金額確認書類 ※浸水警報装置・排水設備、 ドライブレコーダーのみ	見積書 給付申請内訳書
	実績報告	支払金額確認書類
実績報告	支払金額確認書類	領収書 実績報告内訳書
	納品確認書類	納品写真(船舶全景写真 設備全景写真 設備拡大写真) 報告写真(日本財団ロゴ写真)
	精算払請求	口座確認書類
精算払請求	口座確認書類	通帳の写し等

<提出していただく船舶確認書類>

- 海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶の場合は、船舶検査証書と許可書又は届出書と使用船舶明細書を提出していただきます。
- 海上運送法の適用を受けない船舶で、旅客定員13人以上の船舶（遊漁船業の用のみに供する船舶を除く。）の場合は、船舶検査証書のみを提出していただきます。

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

申請ID作成

補助金ホームページで申請IDを作成していただきます。

- ① 補助金ホームページの「ログイン」からメールアドレスを登録して申請区分登録画面のURLが入った**案内メール**を受け取ります。
 - ② 案内メールに記載されたURLにアクセスして、申請区分登録画面から「**安全設備**」と「**システム利用者**」を登録して、申請IDを作成していただきます。
- システム利用者は原則として補助対象事業者(＝船舶所有者)となりますが、補助対象事業者本人以外の方がシステムを利用される場合は代理人として登録してください。
 - 代理人が申請される場合は、補助対象事業者本人に、事前に誓約事項の内容を承諾いただいたうえで申請してください。
 - 申請IDは、R+数字1桁+アルファベット1文字+数字5桁の8桁の英数字の番号になります。
例) R7P00082

登録内容	申請区分登録画面									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>安全設備区分</td></tr> <tr><td>システム利用者区分</td></tr> <tr><td>代理申請委任の有無</td></tr> <tr><td>補助対象事業者との関係</td></tr> <tr><td>システム利用者団体名・法人名</td></tr> <tr><td>システム利用者氏名</td></tr> <tr><td>システム利用者電話番号</td></tr> <tr><td>パスワード</td></tr> </tbody> </table>	登録項目	安全設備区分	システム利用者区分	代理申請委任の有無	補助対象事業者との関係	システム利用者団体名・法人名	システム利用者氏名	システム利用者電話番号	パスワード	小笠原諸島の安全・安心確保推進事業補助金 お電話でのお問い合わせ 050-5838-0466 申請区分/システム利用者情報確認画面 入力した内容を確認していただき、修正などがある場合は「戻るボタン」をクリックして修正してください。 修正がない場合は登録ボタンをクリックして登録を完了してください。 安全設備区分 安全設備種類: 業務用無線設備 システム利用者区分 システム利用者はどちらですか? ③代理申請者 システム利用者情報 代理申請委任の有無: 私は代理人として補助対象事業者から委任されています。 補助対象事業者との関係: 船舶所有者の家族 システム利用者団体名・法人名: 株式会社マリン観光 システム利用者氏名: 海野 幸彦 システム利用者電話番号: 03-1000-1000 パスワード: **** 戻る (内容を修正する場合は「戻る」ボタンを押してください。) 登録 (内容に間違いがなければ「登録」ボタンを押してください。)
登録項目										
安全設備区分										
システム利用者区分										
代理申請委任の有無										
補助対象事業者との関係										
システム利用者団体名・法人名										
システム利用者氏名										
システム利用者電話番号										
パスワード										

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

申請ID作成後、給付申請では、「船舶所有者」と「対象船舶」の情報を登録していただき、PDF等のファイルで必要書類を提出していただきます。

登録内容

申請システムに登録していただく内容は下記の通りです。登録の際には、本人確認書類及び船舶検査証書の内容を確認のうえ正しく登録してください。

船舶所有者情報登録 ※1

登録項目	法人	個人
船舶所有法人名	○	—
法人番号(12桁)	○	—
(代表者)氏名	○	—
船舶所有者名	—	○
(所在地)住所	○	○
(代表)電話番号	○	○

船舶情報登録

項目	登録内容
船舶検査済番号	船舶検査済番号（数字）を登録
船舶名	船舶名を登録
航行区域	平水・沿海区域から選択
総トン数/船舶の長さ	船舶検査証書に記載の大きさ(数字)を登録
旅客定員数/最大乗員数	船舶検査証書に記載の人数を登録
海上運送法の許可を受けている・届出(登録)している	該当する項目を選択
遊漁船業の用のみに供する船舶	はい・いいえ から選択
排水ポンプ又は浸水センサーの多い個数	申請する本体設備の個数を登録

※1：補助対象事業者として登録できる方は船舶検査証書の所有者欄に記載された船舶所有者に限られますのでご注意ください。

※「排水ポンプ又は浸水センサーの多い個数」は、浸水警報装置・排水設備を申請する場合のみ登録が必要です。

提出書類

申請システムより提出していただく書類と留意点は下記の通りです。

NO	提出書類	留意点	該当ページ
1	本人確認書類 法人:履歴事項全部証明書 個人:免許証等	➤ 証明書は申請受付日から3ヶ月以内に発行されたものであること。 ➤ 免許証は申請受付日時点で有効期間内であること。 ※申請受付日とは給付申請登録が完了した日付です。	P 19
2	船舶検査証書	➤ 申請受付日時点で有効期間内であること。	P 20
3	許可書	➤ 許可申請事業者と船舶所有者が一致していること。	P 21
4	届出書(登録通知書)	➤ 届出(又は登録)事業者と船舶所有者が一致していること。	P 22
5	使用船舶明細書	➤ 船舶名、所有者名が一致していること。	P 23
6	※傭船契約書	➤ 船舶運航事業者と船舶所有者が相違する場合のみ提出。 ➤ 貸主が船舶所有者で、借主が船舶運航事業者であること。	P 23
7	※証明願	➤ 届出書(登録通知書)の控えが手元にない場合に地方運輸局等に発行を依頼する書類	P 24
8	見積書	➤ 浸水警報装置・排水設備、ドライブレコーダーの申請時に提出。 ➤ 専用フォーマットで提出。	P 25
9	給付申請内訳書	➤ 浸水警報装置・排水設備、ドライブレコーダーの申請時に提出。 ➤ 専用フォーマットで提出。	P 26

⇒次ページ以降で各工程の提出書類を案内します

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

1. 本人確認書類

補助対象事業者の本人確認書類として、法人の場合は履歴事項全部証明書(申請受付日から3ヶ月以内に発行されたもの/全ページ分)、個人は本人確認書類(運転免許証等：申請受付日時点で有効期間内であること)を提出していただきます。

法人の場合

履歴事項全部証明書

- 申請受付日から3ヶ月以内に発行されたもの。
- 複数ページがある場合は全ページを提出してください。

個人の場合



自動車運転免許証



小型船舶操縦免許証

本人確認書: 運転免許証等

- 上記以外の本人確認書類(マイナンバーカード表面等)も対象になります。
- 申請受付日時点で有効期間内であること。
- 現住所が裏面に記載されている場合は、両面の写しを提出してください。

※消費税免税事業者として申請する場合、2年度前の年間課税売上金額が1,000万円以下であることがわかる書類を提出していただきます。

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

2.船舶検査証書

船舶の確認書類として船舶検査証書を提出していただきます。

- 申請受付日時点で有効期間内である船舶検査証書を提出してください。
- 裏面に記載がある場合は表面と裏面の両ページを提出してください。

船舶検査証書		
第1-10号		
船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は定係港
汽船 安全丸	第200-00000号	東京都千代田区
総トン数又は船舶の長さ	用途	船舶所有者
5トン未満 (7.47メートル)	プレジャーモーターボート	船舶太郎
航行区域又は従業制限	沿海区域 ただし、千葉県勝浦灯台から135度に引いた線と、神奈川県鰐埼を経て、静岡県焼津港北防波堤灯台から170度に引いた線の間における本州、東京都大島の各海岸から20海里以内の水域及び東京都新島北端から半径20海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。	
最大とう載人員	旅客	7人
	船員	1人
	その他の乗船者	0人
	計	8人
制限気圧	-----	
その他の航行上の条件	日没から日出までの間の航行を禁止する。	
有効期間	平成29年1月10日まで	
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 平成23年1月11日(東京)		
日本小型船舶検査機構		日本小型船舶検査機構の印

給付申請時に、4つの航行区域を選択して登録していただきます。4つの航行区域の判別は、航行区域欄の但し書きの内容で確認することができます。詳細は航行区域判定資料.pdfで確認してください。

船舶検査証書

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

3.許可書

海上運送法の適用を受ける船舶の確認書類として、**許可書**を提出していただきます。

地方運輸局等に申請して、許可された「一般旅客定期航路事業」等の許可書を提出してください。

- 日付と地方運輸局長の押印があること。
- 船舶運航事業者と船舶所有者が同一者であること。
- 船舶運航事業者と船舶所有者が異なる場合は、傭船契約書(船舶所有者が船舶運航業者に船舶を貸与していることがわかる契約書)が必要です。

許可書

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

4.届出書(登録通知書)

海上運送法の適用をうける船舶の確認書類として、**届出書(登録通知書)**を提出していただきます。

※令和7年4月から制度が登録制度に変更になります。

詳しくは国交省ホームページを確認してください。

<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001878963.pdf>

中国運輸局長 殿 令和 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名
TEL
FAX
メールアドレス

人の運送をする内航不定期航路事業開始届出書

下記のとおり人の運送をする内航不定期航路事業を開始しますので、海上運送法第20条第2項及び同法施行規則第22条の規定により届出します。

1. 住所及び氏名
住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

2. 使用船舶の明細（第一号様式による）その他開始しようとする事業の概要

(1) 使用船舶
船名（別添使用船舶明細書のとおり）

(2) 事業の概要
客船（旅客定員13人以上）を使用する場合
・ 航路の起点、寄港地、終点
・ 運航日程（運航日程が未定の場合は運航の時期）
・ 乗客の運送が保客の運送の場合
・ 運航が一定のものにあっては航路の起点、寄港地、終点
もっぱら一定の海域（水域）において運航するものにあっては、その海域（水域）の
名称
・ 運航が特定の時期に限られるものにあってはその運航の時期
・ 通勤、通学客、観光客等乗客の概要

3. 事業開始の年月日
令和 年 月 日（予定）

4. 特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする場合、運送需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

地方運輸局等に提出した「人の運送をする内航不定期航路事業」等の届出書(登録通知書)を提出いただきます。

- 申請者、事業開始年月日、概要等が記載されている1枚目を提出。(1枚目に記載がなければ記載がある2枚目以降もご提出ください。)
- 届出書(登録通知書)の申請者と船舶検査証書の所有者が同一人であること。
- 船舶運航事業者と船舶所有者が異なる場合は、備船契約書(船舶所有者が船舶運航事業者に船舶を貸与していることがわかる契約書)が必要です。

届出書

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

5. 使用船舶明細書

使用船舶明細書			
船名			
船舶の種類			
船質			
進水年月			
船舶所有者			
総トン数			
貨物積載容積			
自動車軌道に係る自動車積載面積			
旅客定員			
主機の種類			
連続最大出力			
航海速度			

※ () 書は予備船

許可申請又は届出(登録)の際に提出した使用船舶明細書を提出していただきます。

- 使用船舶明細書で、申請された船舶が船舶運航事業に使用されている船舶であることを確認します。

使用船舶明細書

6. 傭船契約書

船舶傭船契約書 (例)

傭船者○○(以下、甲という)とムム(以下、乙という)が、ここに記す船舶の傭船契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、乙からの船舶の運送、(「○○船」)における人の運送を目的とする船舶運航事業に使用するを目的とする。

(傭船物)

第2条 乙は、その所有する船舶(以下、船舶という)を甲に貸し渡し、甲は、これを傭受ける。

船名：
船質：
船主：
船主住所：
船主職業：
船主年齢：
船主性別：
船主国籍：
船主住所：
船主職業：
船主年齢：
船主性別：
船主国籍：

第3条 甲は、船舶の運送につき、法令の定めるところに従い安全運送に努めなければならない。

(傭船期間)

第4条 傭船期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間とする。

運行日は、甲と乙が、別途協議の上合意した日とする。

(保険)

第5条 船舶運送の損害賠償責任は、甲又は乙が、甲又は乙の過失により発生した場合は、甲又は乙が協議して定める。

(雑費等の支払)

第6条 この契約に定めのない事項及びこの契約に抵触する事項が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

傭船者 (甲) 住所
氏名
船主 (乙) 住所
氏名

海上運送法の申請事業者と船舶所有者が異なる場合は、傭船契約書を提出していただきます。

- 船舶検査証書の船舶所有者欄に記載された船舶借入人が船舶運航事業申請者と同じ場合は提出は不要です。
- 傭船契約書の貸主が船舶所有者で、借主が船舶運航事業者であることを確認します。
- 申請受付日が契約期間内であることが必要です。

傭船契約書

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

7. 証明願

届出書(登録通知書)の控えが手元にない場合は、補助金ホームページから「証明願」のフォーマットをダウンロードして、必要事項を記載のうえ、届出した地方運輸局等にご相談ください。

証明願フォーマットURL：（後日掲載）

		令和 年 月 日
_____ 殿		
住 所 :		
名 称 :		
代表者名 :		
証明願		
当社（又は私）が使用する船舶が、下記のとおり海上運送法に基づく旅客航路事業の 使用船舶として、届出を受理されていることを証明願います。		
記		
事業者の氏名又は名称	:	
事業者の住所	:	
事業者の代表者氏名	:	
旅客航路事業の種類	:	
使用船舶の船舶番号若しくは検査済番号	:	
使用船舶の船舶名	:	
証明を必要とする理由：令和4年度補正予算「小型旅客船等安全対策事業費補助事業」の対象 船舶として海上運送法の適用を受けているかの確認のため		

令和 年 月 日		
上記の通り相違ないことを証明する。		
証明者：		印

証明願フォーマット

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

8.見積書

浸水警報装置・排水設備とドライブレコーダーの補助を申請する場合は、給付申請時に見積書を提出していただきます。

- 見積書は専用フォーマットで提出していただきます。
- 見積金額の明細は、安全設備ごとに指定された区分(本体・付属品・設置費用)に分けて記入してください。
- フォーマットには見積作成法人の社判の押印が必要です。
- 見積書は安全設備毎に1枚を作成していただきます。

<見積書フォーマットの記載内容について>

補助金ホームページよりダウンロードできます。(後日掲載)

小型旅客船舶の安全・安心確保推進事業補助金 見積書 船舶番号: 排水設備用

見積作成法人/個人名: サンプル株式会社 印中 No: 1234567-3

見積作成法人住所/個人住所/その他: 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 サンプルビル101号 見積日: 2025/4/30

船舶名: サンプル号 船舶検査済番号: 1234567 船舶検査済日: 2025/4/30

見積金額の合計 (税別): ¥256,956

見積元法人の住所: 東京都千代田区千代田1-1-1 サンプルビル101号

見積元法人の代表者: 代表取締役 山田 太郎

見積元法人の電話番号: 03-1234-5678

見積元法人のメールアドレス: info@sample.co.jp

①本体設備明細

区分	品名	数量	単価	金額	税別	税別	税別
1	浸水警報装置(本体)	1	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
2	排水設備(本体)	1	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
3	ドライブレコーダー(本体)	1	6,956	6,956	6,956	6,956	6,956
合計				256,956	256,956	256,956	256,956

②付属品明細

区分	品名	数量	単価	金額	税別	税別	税別
1	ケーブル	1	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
2	電源ケーブル	1	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
3	防水テープ	1	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
合計				30,000	30,000	30,000	30,000

③設置費用明細

区分	品名	数量	単価	金額	税別	税別	税別
1	設置費用	1	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
2	運搬費用	1	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
3	廃棄費用	1	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
合計				30,000	30,000	30,000	30,000

- 宛先は、船舶所有者を記入。(法人・個人を間違えないようにご注意ください)
- 安全設備を設置する船舶名と船舶検査済番号を記入。
- 見積元法人の会社名、住所、連絡先と社判を捺印。

- 金額の明細は、指定された区分に分けて明細を記入。

見積書フォーマット

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

9.給付申請内訳書

浸水警報装置・排水設備とドライブレコーダーの補助を申請する場合は、見積書の明細内容を転記した、給付申請内訳書を提出していただきます。

- 給付申請内訳書は専用フォーマットで提出してください。
- 見積書の区分に記入されている明細を転記してください。
- 専用フォーマットで自動で計算された金額等を申請システムに登録していただきます。

<給付申請内訳書フォーマットの記載内容について>

補助金ホームページよりダウンロードできます。（後日掲載）

小笠原諸島の安全・安心確保推進事業
給付申請内訳書 浸水警報装置・排水設備用 Ver1.0

船舶名 ワンブル号

船舶検査済番号 1234567

②補助金給付申請額(税別) ¥550,000

③補助対象経費合計金額(税別) ¥994,774

④補助対象事業に要する経費(税別) ¥1,307,387

⑤本体経費合計金額(税別) ¥497,387

⑥補助対象となる経費(税別) ¥497,387

⑦本体設備小計金額(税別) ¥487,380

⑧設置費用小計金額(税別) ¥10,007

⑨設置費用小計金額(税別) ¥810,000

①本体設備

No	本体区分	メーカー	品名	型番	単価 (税別)	数量	金額 (税別)	備考
1	検知器(浸水センサー)	関西オートメーション株式会社	ワイヤレス型浸水検知器	WZ-500	¥27,000	3	¥81,000	
2	警報装置(元々設置されている機能を使用するもの)	株式会社東洋製作所	ボイス警報機	BL-80	¥73,600	4	¥294,400	
3	排水設備(固定式/浮体式/排水ポンプ)	株式会社工機	排水用排水ポンプ	DR-2524	¥55,900	2	¥111,800	

②付属設備

No	付属設備区分	品名	型番	単価 (税別)	数量	金額 (税別)	備考
1	ホース	排水ホース 38mm	WVHOSE-38	¥5,929	1	¥5,929	
2	その他	排水用継手 1/4in		¥1,580	1	¥1,580	
3	その他	排水用アダプター	CB8-1154	¥2,498	1	¥2,498	

③設置費用

No	設置費用区分	品名(税別)	型番	人数 (1人あたり)	単価 (税別)	数量	金額 (税別)	備考
1	設置費用材料費	設置費用材料		10人	¥10,000	1	¥10,000	FFS材
2	人件費				¥80,000		¥800,000	

専用フォーマットで自動で計算した下記金額等を申請システムに入力。

- ・補助対象経費合計金額(税抜)
- ・補助対象事業に要する経費(税抜)
- ・設置費用小計金額(税抜)
- ・本体設備個数

見積書の区分に記入されている明細を転記。

給付申請内訳書フォーマット

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

実績報告では、実際に支払った実績金額を登録していただき、領収書や実績報告内訳書、納品写真等の書類を提出していただきます。

登録内容

実績報告内訳書にて計算された経費の内訳と本体設備個数をシステムに登録していただきます。

システム登録内容
実績報告用申請金額(税抜)
補助対象経費合計金額(税抜)
補助対象事業に要する経費(税抜)
設置費用小計金額(税抜)
本体設備個数※浸水警報装置・排水設備のみ

- 金額は全て税抜で登録していただきます。
- 浸水警報装置・排水設備、ドライブレコーダーは、本体設備の個数を登録していただきます。

提出書類

実績報告では安全設備毎に下記の書類を提出していただきます。

N O	書類名	留意点	該当 ページ
1	領収書	➤ 専用フォーマットで提出。 ➤ 安全設備ごとに決められた区分(本体、付属品、設置費用)に分けて明細を記入。	P 28
2	実績報告内訳書	➤ 専用フォーマットに領収書の明細を転記して提出。 ➤ 業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等に関しては、製造番号を記入。 ➤ 専用フォーマットで自動で計算した金額等を申請システムに入力。	P 29
3	納品写真	➤ 設置した船舶の全景写真と、船舶に設置した安全設備(本体)の全景写真、安全設備(本体)の拡大写真の3枚を納品写真として提出。	P 30
4	報告写真 (日本財団助成表示ロゴマークを撮影)	➤ 改良型救命いかだ等を設置した場合は、外ケースに貼り付けた日本財団助成表示ロゴマークを撮影して報告写真として提出。 ➤ それ以外の安全設備を設置した場合は、船内の乗客から見える位置に貼り付けた日本財団助成表示ロゴマークを撮影した報告写真を提出。	P 31

⇒次ページ以降で実績報告の提出書類を説明します

- 領収書は専用フォーマットで提出してください。
- 領収金額の明細は、安全設備ごとに指定された区分(本体・付属品・設置費用)に分けて記入してください。
- 領収書には領収先法人の社判の押印が必要です。
- 領収書は安全設備毎に 1 枚を作成していただきます。

領収書フォーマット

- 実績報告内訳書は専用フォーマットで提出してください。
- 領収書の区分に記入されている明細を転記してください。
- 業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等は製造番号を記入してください。
- 専用フォーマットで自動で計算された金額等を申請システムに登録していただきます。

補助金ホームページよりダウンロードできます。（後日掲載）

[illegible]

- ・補助対象経費合計金額(税抜)
- ・補助対象事業に要する経費(税抜)
- ・設置費用小計金額(税抜)
- ・本体設備個数

- ・領収書の区分に記入されている明細を転記。
- ・業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかた等は製造番号を記入。

実績報告内訳書フォーマット

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

3.納品写真

安全設備本体を対象に、①設置した船舶の全景写真、②設置した安全設備本体の全景写真、③安全設備の拡大写真の3枚の納品写真を撮影して報告していただきます。

- 船舶全景写真では船舶名又は船舶検査済番号が確認できるように撮影してください。
- 安全設備全景写真では船舶に設置されている安全設備全景を撮影してください。
- 安全設備拡大写真では安全設備の型番がわかる近さまで拡大して撮影してください。
- 「船舶全景写真で船舶名が確認できない」場合や、「安全設備拡大写真で型番が確認できない」場合等は納品写真の再提出を求めます。



①船舶全景写真

船舶全景写真では、補助対象船舶の船舶名を確認します。船舶名(又は船舶検査済番号)が確認できる写真を提出してください。



②設備全景写真

設備全景写真では、安全設備が船舶に設置されていることを確認します。船舶に設置した安全設備が確認できる写真を提出してください。



背面の型番を拡大して撮影してください



③設備拡大写真

設備拡大写真では、安全設備の型番が申請されている型番と一致していることを確認します。安全設備の型番が確認できるまで拡大した写真を提出してください。

※型番の写真は設置してからでは撮れなくなる場合があるので設置前に撮影してください。

写真出典：日本無線株式会社HP

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

4. 報告写真

本事業の成果物として、安全設備又は安全設備を設置した船内に日本財団助成表示ロゴマークを貼付して撮影した写真を、報告写真として提出していただきます。

- 報告写真は船舶毎に1枚を提出してください。
- 日本財団助成表示ロゴマークは乗務員や乗客から見える位置に貼り付けてください。
- 日本財団助成表示ロゴマークは必ずカラーで出力したものをご使用ください。モノクロでは使用できません。
- カラー出力ができない場合等はコンビニエンスストアのコピー機でも出力することができます。
・コンビニエンスストアでの出力に関しては下記を参照ください。
<https://smj.jp.sharp/bs/networkprint/seal.html>



改良型救命いかだ等を設置した場合

改良型救命いかだ等の外ケース又は外袋に、日本財団助成表示ロゴマークを貼り付けて報告写真を撮影してください。



改良型救命いかだ等以外を設置した場合

乗客から見える場所に、日本財団助成表示ロゴマークを貼り付けて報告写真を撮影してください。

＜貼り付け場所例＞

船内の通路や壁面、キャビン内 等

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

日本財団助成表示ロゴマークの使用にあたって

- 助成事業の実施にあたっては、日本財団の助成事業であることが分かるように必ず所定のロゴマークを用いて助成表示を行ってください。
- 助成表示は必ず見やすい位置に掲示してください。目で確認しづらい場所への助成表示、極端に小さい助成表示等を行うことは避けてください。

※助成表示ロゴマークは以下のWebサイトよりダウンロードし、ご利用ください。

https://www.nippon-foundation.or.jp/wp-content/uploads/2019/01/who_dis_ci_02.png

※ロゴマークは、「Supported by」の削除や色・縦横比の変更などの編集を行わないでください。

ロゴマークの利用に関する規則を以下のURLよりダウンロードし、必ずご確認ください。

https://www.nippon-foundation.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/who_dis_ci_10.pdf



} 助成表示ロゴマークには、“Supported by”が入りますのでご注意ください。

こちらの助成表示ロゴマークを使用してください。

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

精算払請求では、振込口座を登録していただき、振込口座の確認書類を提出していただきます。

登録内容

登録項目
金融機関名
金融機関コード
支店名
支店コード
口座種別
口座名義人
口座番号

＜振込口座の指定について＞

- 補助対象事業者が法人の場合は、法人又は代表者名義の口座に補助金を振り込みます。
- 補助対象事業者が個人の場合は、本人名義の口座に補助金を振り込みます。
- 補助対象事業者が個人の場合で法人口座に振込を希望される場合は、補助対象事業者が振込先法人の代表者であることがわかる書類の提出を求めます。詳細はコールセンターまでお問い合わせください。

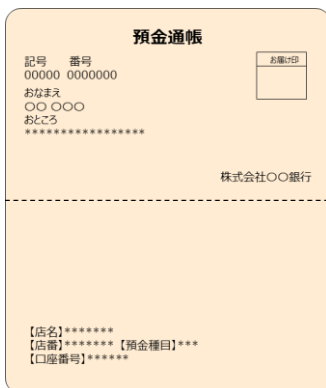
提出書類

- 確認書類として、預金通帳の表紙と見開きページの写し、又はネット銀行の口座情報資料の写しを提出していただきます。
- 預金種別が記載されているページを提出してください。

銀行口座通帳の写し

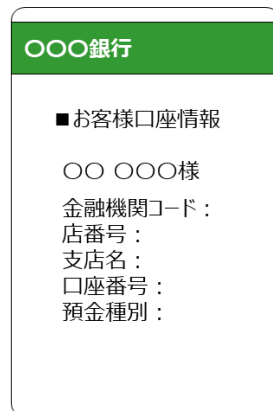


通帳表紙



通帳見開き

WEB通帳画面の写し



- 本事業で取得した安全設備は善良なる管理者の注意をもって大切に使用してください。
- **納品後 5 年以内は安全設備の売却や財産処分はできません**ので予めご承知おきください。
- 廃船等で船舶が使用できなくなった場合でも、他の船舶でご利用いただく等、売却や処分せずに保管してください。
- 事業終了後 5 年間は、要求があった際にはいつでも提示できるように補助事業に関する申請書類を保管してください。

電話、メールの問い合わせ先は下記となります。

名 称 : 小型旅客船等の安全・安心確保推進事業補助金事務局

電話番号 : 050-5838-0466

e-mail : info@marine-shien.jp

受付時間 : 10:00～17:00（土日祝日と年末年始を除く）